

訪問看護ステーション ナーシングなごみ 運営規程

指定介護予防訪問看護事業所、指定訪問看護事業所

（事業の目的）

第1条 有限会社なごみの部屋が開設する 訪問看護ステーション ナーシングなごみ指定介護予防訪問看護事業所、指定訪問看護事業所（以下「ステーション」という。）が行う指定介護予防訪問看護事業、指定訪問看護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員および運営管理に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が、指定介護予防訪問看護、指定訪問看護（以下「訪問看護等」という。）の必要を認めた利用者に対し、適正な訪問看護等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 1. ステーションの看護師は、利用者の心身の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指して支援する。
2. 事業の実施に当たっては、居宅介護支援事業所、関係市町村、地域の保険・医療・福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- （1）名称 訪問看護ステーション ナーシングなごみ
- （2）所在地 米沢市門東町2丁目8-34

（職員の職種、員数、および職務内容）

第4条 ステーションに勤務する職種、員数、および職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 看護師 1名（常勤・兼務）
管理者は、所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が行われるように総括する。
- （2）職員 イ）看護師、准看護師または保健師：常勤換算方法で2.5以上となる員数
（うち1名は常勤とする）
ロ）理学療法士、作業療法士または言語聴覚士：1名以上
（ステーションの実情に応じた適当数とする）
訪問看護計画書および報告書を作成し、訪問看護を担当する。

（営業日および営業時間）

第5条 ステーションの営業日および営業時間は、事業者なごみの部屋職員就業規程に準じて定めるものとする。

- （1）営業日 日曜日から土曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- （2）営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- （3）電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定訪問看護等の提供方法)

第6条 1. 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。

- (1) 訪問看護の利用希望者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、看護計画書を作成し訪問看護を実施する。
- (2) 利用希望者または家族からステーションに直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるよう指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、ステーションから、米沢市医師会または米沢市役所国保介護課に主治医の選定を依頼する。
- (4) 介護保険法の指定訪問看護の提供に際しては、居宅介護支援事業者との連携を図る。

(指定訪問看護等の内容)

第7条 1. 訪問看護の内容は次のとおりとする。

- | | |
|---------------------|----------------------|
| (1) 病状・障害の観察 | (6) ターミナルケア |
| (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持 | (7) 認知症患者の看護 |
| (3) 食事および排泄等日常生活の世話 | (8) 療養生活や介護方法の指導 |
| (4) 褥創の予防・処置 | (9) カテーテル等の管理 |
| (5) リハビリテーション | (10) その他医師の指示による医療処置 |

(通常の事業の実施地域)

第8条 米沢市とする。

(緊急時等における対処方法)

- 第9条 1. 看護師は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う事とする。
主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。
2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者および主治医に報告しなければならない。
3. サービスの提供により事故が発生した時は、直ちに利用者に係る介護保険サービス事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
4. サービスの提供により賠償すべき事故が発生した時は、速やかに損害を賠償するものとする。

(苦情解決)

- 第10条 1. 提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。
2. 本事業所は、提供したサービスに関し、介護保険法第23条の規程により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当核市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当核指導又はあつせんできる限り協力するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 1 1 条 事業所は、利用者の虐待防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

1. 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
2. 虐待防止のための指針を整備します。
3. 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施するものとする。
4. 虐待防止等のための責任者を設置するものとする。
5. 虐待の恐れがある行為を行った職員に対し、周囲が気づいたときは、管理者に知らせる又は利用者が苦情受付にすぐ連絡できるよう事前に連絡先を知らせなければならない。

(業務継続計画の策定等)

- 第 1 2 条
1. 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
 2. 事業所は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体的拘束等に関する事項)

- 第 1 3 条
1. 事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならないものとする。
 2. やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録するものとする。

(衛生管理等)

- 第 1 4 条
1. 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。
 2. 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図るものとする。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所は、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施するものとする。

（健康保険法の指定訪問看護の利用料）

第 15 条 1. 訪問看護を提供した場合、基本利用料は、下記の通りになります。

利用できる保険	実際に支払う料金の割合
後期高齢者医療制度の健康保険証をお持ちの方	月利用金額の 1 割又は 3 割
国民健康保険を利用する場合	月利用金額の 3 割
国民健康保険高齢受給者証をお持ちの方	月利用金額の 1 割、2 割又は 3 割
社会保険（本人・家族）を利用する場合	月利用金額の 3 割

2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。

3. 基本料金・加算料金・その他利用料金は、別紙参照。

（介護保険法の指定訪問看護の利用料）

第 16 条 訪問看護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

なお、指定訪問看護が法定代理受領サービスであるときに利用者が支払う額は、介護報酬告示上の額に各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。その他の利用料として、通常の事業の実施地域以外への訪問看護にかかる交通費を徴収する。

（1）－ 1 介護保険による指定訪問看護の場合

① 基本料金

1 回あたりの自己負担金額

看護師による 訪問の場合	介護 報酬額	ご利用者様負担額			介 護 予 防	介護 報酬額	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割			1 割	2 割	3 割
20 分未満	3,140 円	314 円	628 円	942 円		3,030 円	303 円	606 円	909 円
30 分未満	4,710 円	471 円	942 円	1,413 円		4,501 円	451 円	902 円	1,353 円
30 分～1 時間未満	8,230 円	823 円	1,646 円	2,469 円		7,940 円	794 円	1,586 円	2,382 円
1 時間半まで	11,280 円	1,128 円	2,256 円	3,384 円		10,900 円	1,090 円	2,180 円	3,270 円
◎早朝（午前 6 時～8 時）と夜間（午後 6 時～10 時）は 25%加算となります。									
◎深夜（午後 10 時～午前 6 時）は 50%加算となります。									

理学療法士等による訪問の場合	介護報酬額	ご利用者様負担額			介護予防	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割			1 割	2 割	3 割
1 回(20 分)につき	2,940 円	294 円	588 円	882 円		2,840 円	284 円	568 円	852 円
1 日に 2 回を超えて訪問した場合 (1 回につき)	2,650 円	265 円	530 円	795 円		1,420 円	142 円	284 円	426 円
12 月超減算 (介護予防のみ)	利用を開始した日の属する月から起算して 12 月を超えた期間に介護予防訪問看護を行った場合					－50 円	－5 円	－10 円	－15 円
◎ 1 日に複数回可能、週 6 回まで。									

※ 料金設定の基本時間は、居宅サービス計画（ケアプラン）に定められた時間を基準とします。

(1) - 2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して指定訪問看護を行う場合

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と連携して訪問看護を行い、かつ通院が困難な利用者に対して、主治医の指示及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を行った場合

② 基本料金 (1月につき)

	介護報酬額	1 割	2 割	3 割
定期巡回訪看 (要介護度 1～4 の利用者様)	29,610 円	2,961 円	5,922 円	8,883 円
定期巡回訪看・准 1 (要介護度 1～4 で、准看護師が 1 度でも訪問した場合)	29,020 円	2,902 円	5,840 円	8,706 円
定期巡回訪看・介 5 (要介護度 5 の利用者様)	37,610 円	3,761 円	7,522 円	11,283 円
定期巡回訪看・准 1・介 5 (要介護度 5 で、准看護師が 1 度でも訪問した場合)	37,020 円	3,702 円	7,404 円	11,106 円

契約期間が 1 月に満たない場合 (1 日につき)	介護報酬額	1 割	2 割	3 割
定期巡回訪看・日割	970 円	97 円	194 円	291 円
定期巡回訪看・准 1・日割	950 円	95 円	190 円	285 円
定期巡回訪看・介 5・日割	1,240 円	124 円	248 円	372 円
定期巡回訪看・准 1・介 5・日割	1,220 円	122 円	244 円	366 円

③ 加算金額

(ア) サービス提供体制加算 1 (1 回につき) 厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出をしている事業所が訪問看護を行う場合 ((1) - 1 に対する加算)	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割
	60 円	6 円	12 円	18 円
(イ) サービス提供体制加算 2 (1 月につき) (定期巡回・随時対応型訪問介護看護と連携する場合) ((1) - 2 に対する加算)	500 円	50 円	100 円	150 円

④ その他の加算金額

緊急時訪問看護加算 (I) または (II) (1 月につき) 利用者様の同意のもとに、利用者様・ご家族様等に対して 24 時間連絡体制にある場合 (計画外の緊急時訪問を必要に応じて行う場合は、その都度、上記の基本料金がかかります。) 緊急時訪問における看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理等の体制の整備が行われている場合。 (但し、次のいずれにも該当し 24 時間対応体制に支障がない体制を構築している場合には、24 時間対応体制に係る連絡相談を担当する者について、当事業所の看護師以外の職員でも差し支えない。①看護師等以外の職員が利用者様・ご家族様等から電話等による連絡・相談に対応するマニュアルが整備されている事。 ②緊急の訪問看護の必要性の判断を看護師が速やかに行える連絡体制及び緊急の訪問看護が可能な体制が整備されている事。 ③管理者は連絡相談を担当する看護師等以外の職員の勤務体制及び勤務状況明らかにする事。④看護師等以外の職員は、電話等により連絡・相談を受けた際に看護師へ報告する事。報告を受けた看護師は、当該報告内容等を訪問看護記録書に記録する事。)	介護報酬額	ご利用者様負担額		
		1 割	2 割	3 割
(I) 6,000 円		600 円	1,200 円	1,800 円
(II) 5,740 円		574 円	1,148 円	1,722 円
特別管理加算 (I) または (II) (1 月につき) 特別な管理を必要とする利用者様 (厚生労働大臣が定める状	(I) 5,000 円	500 円	1,000 円	1,500 円

態にある方に限ります。) に対して、サービスの実施にあたり計画的な管理を行う場合	(Ⅱ) 2,500 円	250 円	500 円	750 円
長時間訪問看護加算 (1 回につき) 特別管理加算の対象である利用者様で、1 回の訪問時間が 1 時間 30 分を超える訪問看護を行った場合 (特別管理加算の他に加算金が生じます)	3,000 円	300 円	600 円	900 円
複数名訪問看護加算 (1 回につき) 利用者様 (厚生労働大臣の定める基準を満たす場合に限りま す) の同意のもと、1 人の利用者様に対して同時に 2 人の職 員が訪問看護を行った場合	30 分未満 2,540 円	254 円	508 円	762 円
	30 分以上 4,020 円	402 円	804 円	1,206 円
初回加算 (該当月 1 月につき) 退院日 (Ⅰ) 又は退院日の翌日以降 (Ⅱ) に初回訪問看護を 行った場合	(Ⅰ) 3,500 円	350 円	700 円	1,050 円
	(Ⅱ) 3,000 円	300 円	600 円	900 円
退院時共同指導加算 (1 回につき) 病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中若しくは入所中 の者に対して、主治医等と連携して在宅生活における必要な 指導を行い、その内容を提供した場合。	6,000 円	600 円	1,200 円	1,800 円
看護・介護連携強化加算 (1 月につき) 訪問介護事業所と連携し、たんの吸引等が必要な利用者様に 係る計画の作成や、訪問介護員に対する助言等の支援を行った 場合。	2,500 円	250 円	500 円	750 円
看護体制強化加算 (Ⅰ) または (Ⅱ) (1 月につき) 厚生労働大臣が定める基準に適合し、都道府県知事に届出を している事業所が訪問看護を行う場合	(Ⅰ) 5,500 円	550 円	1,100 円	1,650 円
	(Ⅱ) 2,000 円	200 円	400 円	600 円
予防訪問看護の場合	1,000 円	100 円	200 円	300 円
口腔連携強化加算 (1 月につき 1 回限り) 事業所と歯科専門職の連携の下、口腔の健康状態の評価を実 施した場合、利用者の同意を得て歯科医療機関及び介護支援 専門員に評価結果の情報提供を行った場合	500 円	50 円	100 円	150 円
ターミナルケア加算 死亡日及び死亡日前 14 日以内に 2 日以上 (死亡日及び死亡 日前 14 日以内に医療保険による訪問看護の提供を受けてい る場合は 1 日以上) ターミナルケアを行った場合。	25,000 円	2,500 円	5,000 円	7,500 円

上記 10、11 条共通のその他料金

1. 交通費・・・介護保険をご利用の方は、当事業所の通常事業の実施区域にお住まいの方は無料ですが、それ以外の方は訪問の際は交通費として実費を徴収いたします。

ア	ステーションから	往復 5km 以上 10km 未満	200 円 (1 回につき)
イ	ステーションから	往復 10km 以上 20km 未満	300 円 (")
ウ	ステーションから	往復 20km 以上 30km 未満	400 円 (")
エ	ステーションから	往復 30km 以上 40km 未満	500 円 (")
オ	ステーションから	往復 40km 以上	600 円 (")

2. 日常生活上必要な物品 実費

3. ご遺体のお世話 10000 円

(その他運営についての留意事項)

- 第17条 1. 訪問看護ステーションは、社会的使命を十分認識し、職員の質的向上を図るため研究、研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
2. 職員は業務上知り得た秘密を保持する。
3. この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、有限会社なごみの部屋の取締役との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和元年10月1日 一部改正、令和2年3月1日 一部改正、令和2年9月1日 一部改正
令和6年3月1日 一部改正 令和6年6月1日 一部改正 令和7年2月1日 一部改正